

徳島県告示第四百三十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

処分をした年月日	処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
令和二年二月七日	藤本タイル 美馬市脇町野村四二五六番地一 藤本 吉博	徳島県知事許可 （般・二九） 第二五八七号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第四号に該当すると認められる。
同 十四日	岡下建設株式会社 阿南市津乃峰町東分一〇八番地一 岡下 清一郎	同 （特・二七） 第一九二号	同 （左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する特定建設業許可）	同
同 三月 二日	新居設備 徳島市八万町下福万二一四番地一 新居 茂樹	同 （般・二七） 第七〇三九三号	同 （管工事業に関する一般建設業許可）	同
同	株式会社イースト 徳島市北島田町一丁目三四番地五 鎌田 文則	同 （般・二八） 第六六〇〇号	同 （土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	同
同	有限会社西沢建材センター	同	同	同



同	同	同	同	同	同	同	同
三十日	同	同	同	同	同	同	同
森設備 板野郡上板町神宅字宮ノ前四一 番地一 森一市	有限会社テクノヒロセ 徳島市川内町平石若宮三四四番 地一 廣瀬 弘典	国府才力ダ住建有限公司 徳島市国府町和田字表二八番地 六 岡田 和史	株式会社建征 徳島市安宅二丁目四番四六号 河野 宏征	株式会社旭建設 徳島市不動東町三丁目八二五番 地 崎岡 英之	内藤電工 徳島市名東町二丁目五番地一、 三〇五号 内藤 伸二	仁木建設 阿南市羽ノ浦町岩脇式反地一〇 六番地二 仁木 博	同
同	同	同	同	同	同	同	同
(般・二七) 第五五三号	(般・二七) 第七〇一〇七号	(般・三〇) 第七四八三号	(般・二八) 第七〇四一五号	(般・二九) 第二二八七号	(般・三〇) 第七〇五七三号	(般・二八) 第六六二六号	
同 (管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同 (建築工事業に関する一般建設業許可)	同 (建築工事業に関する一般建設業許可)	同 (土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、 石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、 鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工 事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関 する一般建設業許可)	同 (電気工事業に関する一般建設業許可)	同 (建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	
同	同	同	同	同	同	同	同